

検査機関等の検査支援事業実施要領

制定 令和2年3月31日食産第5885号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの1の（2）の力の検査機関等の検査支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の11の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、地方独立行政法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であつて食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

農林水産物・食品の輸出の更なる拡大を図るため、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が求める証明書の発行や施設の認定を行う者の能力向上、体制強

化等の取組に対して支援する。

1 事業実施者の選考等

(1) 事業実施主体は、2の(1)から(3)までによる支援の対象となる事業を行う事業実施者（以下「事業実施者」という。）の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う（2の(1)及び(2)の事業については定額、(3)の事業については1/2以内）。

(2) 事業実施者は、第2の1に定める者又は地方公共団体であって、農林水産物・食品の輸出のため、輸出先国が求める証明書の発行、施設の認定、検査等を実施するもの（以下「検査機関等」という。）の中から、事業実施主体が選考及び採択することとする。この場合において、事業実施者として採択された者は、実施要綱第3のなお書きの食料産業局長が別に定める要件を満たすこととする。

（補助対象経費）

旅費、人件費、賃金、消耗品費等

2 支援の内容

(1) 研修参加等支援

証明書の発行や施設の認定を行う検査機関等の実務担当者の能力向上のために必要な研修（ISO 22000審査員研修等）の受講、開催、研修資料の作成等を支援する。

（補助対象経費）

旅費、謝金、人件費、賃金、使用料及び賃借料、委託費、消耗品費等

(2) 検査体制の強化及び能力向上支援

検査機関等の体制を強化し、証明書の発行や施設の認定の迅速化を図るため、輸出を希望する事業者に対する相談対応、申請受付対応や事前審査を行う人員の増強、対応窓口の新設、受付時間の延長や電子化等によるサービス向上、検査等に必要な認証（ISO/IEC 17025等）の取得を支援する。

（補助対象経費）

旅費、人件費、賃金、使用料及び賃借料、印刷製本費、委託費等

(3) 検査機器導入等支援

検査機関等が実施する農林水産物・食品の輸出に必要な検査について、処理能力の向上による迅速化や効率化に必要な検査機器の導入又は更新（導入と同等又はそれ以上の能力が得られる場合に限る）を支援する。

（補助対象経費）

検査機器導入・更新費、消耗品費（機器の導入・更新と一体不可分のものに限る）等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 4 事業実施者の選定を行うために必要な能力及び体制を備えていること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づき、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）交付要綱別表1のⅠの1の（2）の力の検査機関等の検査支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- （4）3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

ただし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業の実施

1 検査機関等の検査支援事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の2の事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について次に掲げる事項を記載した検査機関等の検査支援事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告の手続
- (3) 交付決定及び補助金の額の確定等の手続
- (4) 申請の取下げの手続
- (5) 事業計画の（変更）承認等の手続
- (6) 補助金の支払の手続
- (7) 交付決定の取消し等の手続
- (8) 事業実施主体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) 事業実施者の優先採択の基準その他必要な事項

2 事業実施者の公募

事業実施主体は、第3の2の事業の実施に当たり、農林水産物・食品の検査機関等を公募するものとする。

3 事業の実施に関する事項

(1) 事業計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、実施規程に定める事業計画を事業実施者に作成させ、その提出を受けるものとする。事業実施主体は、提出された事業計画が適切かどうか審査を行い、その結果及び適切と判断された事業計画について、別記様式4により食料産業局長に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、(1)の食料産業局長による事業計画の承認後、事業実施者から交付申請書の提出を受け、交付決定を行う。また、事業実施完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定した補助金額の支払いを行う。

(3) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、事業実施者から必要な報告を受けるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて事業実施者に対して助言及び指導を行うこととする。

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施状況の途中報告

食料産業局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じて、事業実施の途中、事業実施主体に対し、事業実施状況を報告するよう求めることができるものとする。

3 指導

食料産業局長は、2の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成状況が不十分であると判断する場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

検査機関等の検査支援事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

（注）事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。

9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- （3）その他参考資料

別記様式2（第6、第8関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

令和2年度検査機関等の検査支援事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第5の1」を「第5の2」とすること。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「年度検査機関等の検査支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
I の 1 の (2) のカ 検査機 関等の検査支援事業		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

(注) 事業細目は、交付要綱別表1の検査機関等の検査支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

検査機関等の検査支援事業

1 事業の目的

--

2 事業の内容

(1) 事業実施者の選考等

ア：実施内容（選考の基準等） イ：実施方法（公募の方法等） ウ：年間スケジュール エ：成果目標 （例）輸出に取り組む地方自治体等に対して、交付を適正に行う。

(2) 研修参加等支援

ア：実施内容 イ：実施方法 ウ：年間スケジュール エ：成果目標 （例）実務担当者の知識の習得を支援し、適正に証明書の発行等を実施する。
--

(3) 検査体制の強化及び能力向上支援

ア：実施内容 イ：実施方法 ウ：年間スケジュール エ：成果目標 （例）証明書の発行等にかかる時間の短縮等を行い、円滑な輸出促進を図る。
--

(4) 検査機器導入等支援

ア：実施内容 イ：実施方法 ウ：年間スケジュール エ：成果目標 （例）輸出先国が求める検査を実施できる機関を増加し、輸出の増加を図る。
--

(注) 成果目標については、証明書の発行や施設の認定に関する実績を踏まえ、農林水産物及び食品の更なる輸出拡大に資する定量的な数値目標を設定すること。

3 添付資料

必要に応じて資料を添付すること。

別記様式3（第7の1関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名 印

令和2年度検査機関等の検査支援事業実施規程の（変更）承認申請について

検査機関等の検査支援事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第5885号農林水産省食料産業局長通知）第7の1の規定に基づき、実施規程の（変更）承認を申請する。

（注） 関係書類として、検査機関等の検査支援事業実施規程を添付すること。

別記様式4（第7の3関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名 印

令和2年度検査機関等の検査支援事業実施規程に基づく事業計画の承認申請
について

検査機関等の検査支援事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第5885号農
林水産省食料産業局長通知）第7の3の（1）の規定に基づき、事業計画の承認を
申請する。

（注） 関係書類として、検査機関等の検査支援事業実施規程に基づく事業計画を
添付すること。